

広島県告示第三百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
○赤崎C（六一） ○六一（六二） 崩壊急傾斜地の	土砂災害原因となる自然現象の発生原因	広島県廿日市市宮島口三丁目地内
次の図のとおり	表区域 示の	
○赤崎C（六一） ○六一（六二） 崩壊急傾斜地の	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で行政進災域る条の 定令に害等土第表 め第へ関防に砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。